**認定・認可後の手続きについて**

**秋田県健康福祉部医務薬事課**

認定・認可後に医療法上必要となる主な手続きについてまとめましたので、参考にしてください。

１ 次については、毎会計年度終了後に届出が必要です。失念されないよう御注意ください。

○地域医療連携推進法人事業報告書等届（様式第54号）

・事業報告書等の添付書類の作成が必要。会計年度終了後３ヶ月以内に届出すること

・紙による届出又は電子的報告による届出を行うこと。

・会計書類の作成に当たっては、「地域医療連携推進法人会計基準」を踏まえること

２ 代表理事選定認可や定款変更認可など、県の認可が必要な手続きが発生する場合は、時間に余裕をもって事前に御相談ください（トラブル回避のためにも、事前相談は出来るだけ行うようにしてください。）。なお、案件審査にあたっては事業報告書等届など医療法上必要な届出が済んでいることを確認します。